

パブリックコメントでの意見への対応

No.	ページ	項目	意見・提案の概要	住環境課としての方針・考え等	取扱区分	備考
1	—	—	<p>阿蘇の自然景観および住民の安心・安全を守るといふ本条例の目的と理念に深く賛同いたします。</p> <p>懸念点として、「既存業者や特定個人の既得権益」と「法の不遡及」との兼ね合いについて伺いたいです。条例制定時に既に操業している施設（や個人）に対し、適用を免除したり監視を緩めたりするような「運用の形骸化」が起これば、結果として行政コストを増大させるだけで、条例本来の目的を達することができません。</p> <p>既存の保管場所に対しても、一定の猶予期間を設けるなどして、最終的には新規の保管者と同様の基準を課すような、透明性が高く公平な対応を強く期待します。</p>	<p>ご指摘いただきました「既存業者や特定個人の既得権益」と「法の不遡及」との兼ね合いについては、非常に重要な課題であると認識しております。この条例は、事業者に対して「許可」を求めるものではなく、あくまで「届出」を義務付けるものであり、適切な情報を行政が把握することで、環境保全や住民の安全確保に寄与する仕組みを目指しております。</p> <p>今後、ご指摘の案件が発覚した場合は、状況確認等を行い適切に対応して参ります。</p>	C	

※取扱区分欄：A（条例に反映する（一部反映するも含む）） B（反映できない） C（今後の事務の参考とする）